

## 農委第5号松くい虫防除（有人ヘリ・地上支援作業）業務委託 仕様書

### 第1 適用範囲

- 1 この仕様書は、松くい虫が付着し、又は付着するおそれのある松林について、航空機を利用して行う薬剤の散布（以下「特別防除」という）に適用する。なお、この仕様書において、松くい虫とはマツの枯死の原因となる線虫類及び線虫類を運搬する昆虫類の総称とする。
- 2 受注者はこの仕様書によるほか、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第五号）、農林水産航空事業の実施について（平成13年生産第4543号農林水産事務次官依命通知）、農林水産航空事業実施ガイドライン（平成16年消安第484号消費・安全局長通知）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等関係法規に従い特別防除を実施すること。
- 3 この仕様書に定めのない事項については、監督員の指示を受けること。

### 第2 委託期間、場所

- 1 期間：契約日から令和8年7月17日まで  
ただし、散布は5月27日実施予定  
※雨天等で順延する場合あり
- 2 場所：新発田市 万代地内（新潟フォレストカントリー倶楽部駐車場）
- 3 数量（散布面積）：19.00ha

### 第3 施工計画書の作成

- 1 発注者の指示を受け、受注者は着手前に地形、林況、工作物等について調査の上、特別防除（地上支援部分）の施行計画書を作成し、監督員に提出し、承認を受けること。  
また、使用薬剤及び監督員の指示する材料について、その外観及び品質、規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、監督員の検査（確認を含む。）を受けること。
- 2 受注者は、承認を受けた業務計画書を遵守し、施工すること。
- 3 施行計画書には、次の事項について記載する。また、監督員がその他事項について求めた場合は、追記すること。
  - ① 委託概要
  - ② 実施工程表
  - ③ 現場組織表
  - ④ 安全管理（安全研修を含む）について定めたもの
  - ⑤ 施工方法
  - ⑥ 緊急時の体制及び対応について定めたもの
  - ⑦ その他必要な事項

### 第4 地上支援作業

- 1 作業員は必ずヘルメットを着用し、状況により防塵眼鏡、マスク、手袋等を着用すること。

- 2 薬剤散布に必要な資材・機材及び作業員の待機位置は、ヘリコプターの離着陸位置から水平距離で15m以上の距離を保つこと。ただし、燃料置き場は、ヘリコプターの離着陸位置から水平距離で25m以上の距離を保ち、火気厳禁の標示をすることとする。
- 3 積荷の高さは1.0mを限度とすること。
- 4 ローターの風圧で舞い上がりそうなもの（天幕、ビニール、空袋等）は、あらかじめ除外するか、重石をのせるかの措置を必ずとること。
- 5 ヘリコプターが完全に着地するまで、不用意に接近行動をとらないこと。
- 6 ヘリコプターの後方から機体に接近すること及びテール部分をくぐり抜けることは絶対にしないこと。ヘリコプターが長時間地上運転する場合は、テールローターブレード付近に特別立入禁止区域を示す標識を設置すること。
- 7 ヘリコプターのエンジンを止め、ローターの回転音が消えたとしてもメインローターはすぐに停止せず、また、回転が遅くなるとメインローターの先端が下がってくることから、不用意にメインローター（回転半径は約6m）に接近しないこと。接近する時は背を低くし、メインローターの回転面との間隔を十分とること。
- 8 ヘリコプターの周囲に、竹竿やアンテナを伸ばしたトランシーバー等の長いものを持ち込まないこと。
- 9 ヘリコプターの離着陸に伴う砂ぼこりは、作業員の視界を遮るばかりでなく、ヘリコプターのローターに付着し、重大な故障を興すおそれがあることから、可能な限り散水をし、作業の円滑性、安全の確保に努めること。
- 10 使用する薬剤は、発注者より指示を受けた薬剤を使用し、農薬登録において定められた使用基準を遵守すること。また、薬剤の希釈については、希釈後の薬液にむらが生じないよう十分攪拌すること。
- 11 薬剤調合容器、水タンクに砂ぼこりや糸くず等が入ると散布装置の故障の原因となるので、異物が混入しないよう、取扱いに十分注意すること。
- 12 薬液の積み込み作業は、必ず整備士の指示を待って行動すること。
- 13 開封した薬剤はなるべく使い切ること。残った場合は、密封、密栓して保管すること。なお、一度開封し保管していた薬剤を再び使用する場合は、安全及び効力の面からその可否を薬剤メーカーに確認した上で使用すること。
- 14 使用後の薬剤の容器はみだりに放置せず、収納処分すること。

## 第5 連絡体制の確立

受注者は常に所在を明らかにし、連絡を密にすること。

## 第6 作業記録の整備

- 1 記録写真は、全景及び一連の作業が分かるよう以下のものを整理すること。
  - ① 使用前材料全体写真
  - ② 使用后材料全体写真
  - ③ 作業状況写真（作業日ごとに、場所、作業内容がわかるように整理すること）

- 2 現場作業の記録は作業日ごとに、場所、作業内容、作業員氏名等、必要事項を記録し、整備すること。
- 3 受注者は、事業完了後速やかに別紙様式による実施記録簿を監督員に提出すること。

その他

請求書提出先

新発田市役所加治川庁舎 1 階農林水産課里山保全係 TEL：0254-33-3108

- ※ 契約終了後、この契約に関する業務評価をします。
- ※ 提出された入札書及び内訳については、新発田市情報公開条例に基づき開示する場合があります。